

「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」(素案)からの主な変更点(案)

※「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」(素案)からパブリック・コメント等を踏まえて修正しています。
主な変更点は以下のとおりです(簡易な変更や文言整理などは除いています)。

No.	変更理由	項目	計画書 ページ	素案 ページ	計画(変更後)←←←	←←←素案(変更前)
第1章 計画策定の概要						
1	パブリック・コメント No.8の法律の名称に係る記載についての意見を踏まえ追記	第1節 計画策定の背景 2. 介護保険制度の変遷	6	6	(3)これまでの介護保険法等の改正のながれ各期改正内容に、改正法の名称を以下のとおり追記。 ・第1期 平成12年4月 介護保険制度施行 ・第2期 平成17年改正 (介護保険法等の一部を改正する法律 平成18年4月等施行) ・第3期 平成20年改正 (介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律 平成21年5月施行) ・第4期 平成23年改正 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 平成24年4月等施行) ・第5期 平成26年改正 (地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 平成27年4月等施行) ・第6期 平成29年改正 (地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 平成30年4月等施行) ・第7期 令和2年改正 (地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 令和3年4月等施行) ・第8期 令和5年改正 (全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 令和6年4月等施行)	(素案では掲載なし)

No.	変更理由	項目	計画書 ページ	素案 ページ	計画(変更後)←←←	←←←素案(変更前)
2	パブリック・コメント No.20の「一般病床と療養病床の違い」に係る記載についての意見を踏まえ追記	第3節 新宿区における高齢者等の状況 1. 地域性・区民の状況	11	9	(注釈をページ下部に追記) 一般病床:精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床 療養病床:主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床	(素案では掲載なし)
3	パブリック・コメント No.22の「人口ピラミッド」に係る記載についての意見を踏まえ追記	第3節 新宿区における高齢者等の状況 2. 人口構成等からも重要となる中長期的視点	13	11	転出者の年齢は25歳頃がピークで、35歳頃まで1,000人を上回りますが、それ以降は年齢が上がるとともに徐々に少なくなっていく。40歳以上(第2号被保険者)の人の多くは今後も新宿区に居住を続け、区の高齢者になっていくと考えられます。 若年層が多い新宿区では、全国的に高齢者人口が増加する2040年問題の状況がその後も続くことになり、中長期的な視点の重要性はますます高いものとなっています。 ▼男女・年齢各歳別人口(新宿区・全国)(2020年) 注)45歳の四角囲みは「2040年前後に高齢者になっていく層」を表す。	転出者の年齢は25歳頃がピークで、35歳頃まで1,000人を上回りますが、それ以降は年齢が上がるとともに徐々に少なくなっていく。現在40歳以上(第2号被保険者)の人の多くは今後も新宿区に居住を続け、区の高齢者になっていくと考えられます。 新宿区では、全国的に高齢者人口が増加する2040年問題の状況がその後10年以上続くことになり、中長期的な視点の重要性はますます高いものとなっています。 ▼男女・年齢各歳別人口(新宿区・全国)
4	パブリック・コメント No.27の「相対的に割合が増加」に係る記載についての意見を踏まえ追記	第4節 新宿区における高齢者等の状況 2. 第1号被保険者数	17	15	(2)要支援・要介護認定者数 要支援・要介護認定者数は、平成27(2015)年から平成28(2016)年にかけて減少しましたが、以降は令和4(2022)年まで継続的に増加しています。 認定者数全体に占める要介護度別の割合を平成27(2015)年と令和4(2022)年で比較すると、要介護1は18.0%から20.1%、要介護2は14.6%から16.3%、要介護3は10.7%から12.3%へと上昇しているのに対し、要介護4は12.2%から12.8%とわずかな上昇、要介護5、要支援1・2は下降となっており、要介護1～3の中度認定者の占める割合が上昇傾向にあります。	(2)要支援・要介護認定者数 要支援・要介護認定者数は、平成27(2015)年から平成28(2016)年にかけて減少しましたが、以降は令和4(2022)年まで継続的に増加しています。 要介護度別の認定者数の割合を平成27(2015)年と令和4(2022)年で比較すると、要介護1は18.0%から20.1%、要介護2は14.6%から16.3%、要介護3は10.7%から12.3%へと相対的に割合が増加しています。

No.	変更理由	項目	計画書 ページ	素案 ページ	計画(変更後)←←←	←←←素案(変更前)
第2章 計画の基本的考え方						
1	パブリック・コメント No.38の「新宿区における地域包括ケアシステム」の掲載箇所に係る記載についての意見を踏まえ修正	第2節 新宿区における地域包括ケアシステム 5. 新宿区の実地支援事業	7-8	56-57	(掲載箇所) 第1章 第1節 計画策定の背景 2. 介護保険制度の変遷 「トピックス 新宿区の実地支援事業」として掲載	(掲載箇所) 第2節 新宿区における地域包括ケアシステム 5. 新宿区の実地支援事業
第3章 高齢者保健福祉施策の推進						
1	区自主修正 事業継続により追記	施策5 介護者への支援	104	104	(以下の事業を追加) 事業名:「男性の育児・介護サポート企業応援事業」 (男女共同参画課) 事業概要:区内中小事業者における、男性が育児・介護休業等取得しやすい職場環境づくりを支援するため、要件を満たした事業者に奨励金を支給します。 令和5年度末見込:— 令和8年度目標:—	(素案では掲載なし)
2	区自主修正 新規事業により追記	施策12 安全で暮らしやすいまちづくりと住まいへの支援	169	169	(以下の事業を追加) 事業名:「高齢者や障害者を対象とした福祉防災の充実」 (地域福祉課) 事業概要:福祉避難所に指定する通所系の高齢・障害の施設について、施設ごとの課題を踏まえた避難所の役割の明確化や運営の具体化の検討、避難所開設運営訓練の支援等を行います。 令和5年度末見込:— 令和8年度目標:要配慮者支援体制の整った福祉避難所 26所	(素案では掲載なし)

No.	変更理由	項目	計画書 ページ	素案 ページ	計画(変更後)←←←	←←←素案(変更前)
第4章 介護保険事業計画の推進(第9期介護保険事業計画)						
1	区自主修正 第9期以後の保険料・負担割合の算定について変更されたため。	第2節 要介護者等の現状 5. 居宅サービス等の平均利用額(月額) 【参考:利用者負担割合について】	180	180	(下記内容に変更) <介護保険制度における所得指標の見直しについて> 平成30年度の税制改正において、給与所得控除及び公的年金等の控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとされ、令和2年分以降の所得税及び令和3年度分以降の住民税について適用されています。 これに伴い、介護保険料の負担水準や介護保険サービスの利用者負担に関して不利益が生じないよう、住民税非課税者(保険料段階第1～第5段階)の保険料段階及び利用者負担割合等を算定する際には給与所得控除及び公的年金等の控除について、税制改正前の例により行っています。保険料の段階区分における所得などの状況については、P210を参照してください。	●令和3年度からの税制改正への対応について「合計所得金額」の算出 給与所得または年金に係る雑所得がある場合は、給与所得金額及び年金に係る雑所得の合計額から10万円を控除します。 「その他の合計所得金額」の算出 ① 給与所得及び年金に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超え、所得金額調整控除(最高10万円)が適用されている場合、給与所得金額にその控除額を加えた後、10万円を控除します。 ② ①に該当しない方で給与所得がある場合には、給与所得金額から10万円を控除します。